

令和6年12月

勝 山 の 環 境

勝山市 市民課

目 次

はじめに	1
第 1. 大気環境	2
第 2. 水質環境	5
第 3. ダイオキシン類調査	8
第 4. 産業廃棄物処理施設監視	9
第 5. 自動車交通騒音調査	9
第 6. 環境保全対策	9
第 7. 関係機関等との連携状況	1 1
第 8. 環境美化推進事業	1 2
第 9. 公害苦情処理状況	1 3

はじめに

雄大な自然と豊かな遺産に恵まれた私たちのふるさと勝山市は、先人たちが四季織り成す美しい景観の中で、その自然の恩恵を受けながら大切に育んできたものである。

私たちの誇りである緑豊かな白山山系の山並みと、清らかな九頭竜川の大河を目にしたとき、平泉寺白山神社の杉巨木にたたずみ静寂に浸るとき、誰もがこの雄大な景観に心を洗われるに違いない。

そして誰もが、これらの貴重な自然と遺産がいつまでも大切に保存されなければならないと願い望むはずである。

しかしながら、これまでの私たちは、ややもするとこれらの自然と遺産に思い入れることなく、豊かさや便利さを求めて、限りある資源を大量に消費し、不要物を無責任に廃棄してきた。

そして今や、このような身近な環境汚染が積み重なった結果、地球規模となって取返しのつかない事態になろうとしている。

私たちが幼いころ水遊びをした清流や駆け回った山野にはごみが散乱し、身近なところにいた蛍やメダカなどの姿が見えなくなって、もうどれくらいの月日が経つだろうか。

私たちが今出来ることは何か。それは、すべてのものが自らの環境に対する役割と責任を自覚し、地球規模で考えながら、身近なところから環境を守る行動をおこすことである。

自らの生活環境を見直し、この豊かな自然を守り、先人が守り育んできた歴史や文化、産業などの貴重な遺産を保存するとともに、地域の更なる活性化を図り、次の世代に引継ぐことである。

(勝山市環境基本条例前文)

第1. 大 気 環 境

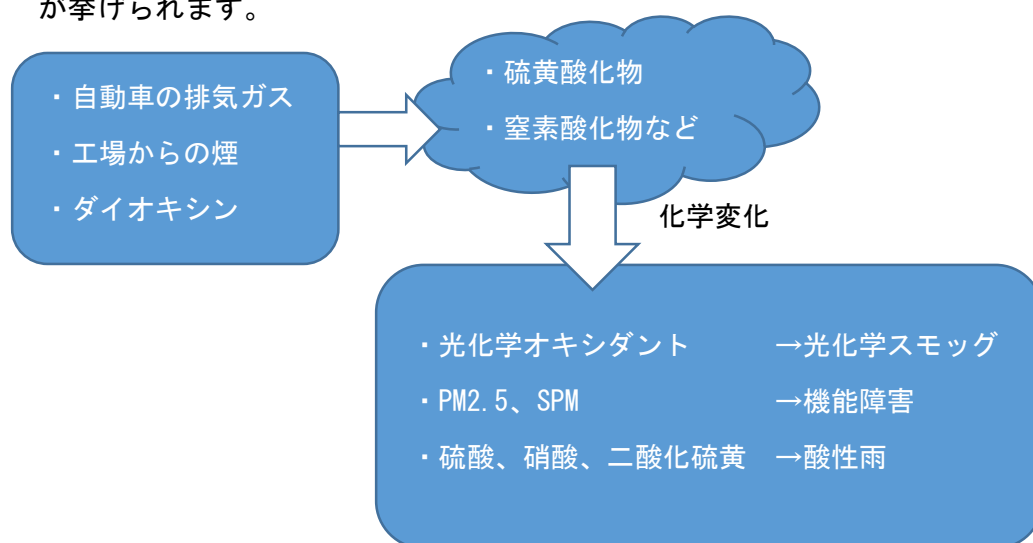
1－1. 大気汚染とは

大気中に排出された物質が、自然の作用(浄化、拡散)を上回って大気中に増加することにより、人を含む生態系や物などに直接的、間接的に影響を及ぼすことを大気汚染と言います。

自然が起源のものもありますが、人為的なもので代表的なものは

- ・工場や火力発電所、自動車などの化石燃料の燃焼による排出物
- ・生産活動により生成するガスや粒子状物質

が挙げられます。



1－2. 大気環境調査

勝山市では、一般環境大気の現況を把握し、今後の大気汚染防止対策に資することを目的として、毎年約1ヶ月間、大気環境測定車「みどり号」による大気環境調査を実施しています。

みどり号では、大気汚染物質10物質と気象観測項目4項目について測定しています。

令和元年までは、昭和町1丁目にある勤労青少年体育センター駐車場跡地で測定していましたが、令和2年度からは昭和町2丁目にある市営体育館跡地において測定をしています。

(1) 令和5年度の測定結果

令和5年度は、7月24日から8月21日の間に測定しました。

全ての測定項目で環境基準を達成していました。

【表 1－1】みどり号による令和 5 年度の測定結果

	1 時間値		日平均値	期間 平均値	環境基準値
	最低値	最高値			
二酸化硫黄(SO ₂) (ppm)	-0.001	0.002	0.000～0.001	0.000	1 日平均値 0.04 1 時間値 0.1
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m3)	-0.002	0.035	0.004～0.017	0.012	1 日平均値 0.10 1 時間値 0.20
微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m3)	-2	13	1.1～8.0	9.2	1 年平均値 15 1 日平均値 35
一酸化窒素 (NO) (ppm)	0.000	0.016	0.000～0.002	0.001	
二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	0.000	0.007	0.000～0.002	0.002	1 日平均値 0.04 ～ 0.06 又はそれ以下
オキシダント (Ox) (ppm)	0.001	0.053	0.010～0.035	0.021	1 時間値 0.06 以下
非メタン炭化水素 (NMHC) (ppmC)	0.03	0.21	0.04～0.10	0.07	3 時間平均値(*2) 0.20 から 0.31
メタン (CH ₄) (ppmC)	1.22	1.97	1.81～1.92	1.86	
全炭化水素 (THC) (ppmC)	1.26	2.10	1.87～1.99	1.93	
一酸化炭素 (CO) (ppm)	0.1	0.3	0.1～0.2	0.1	1 日平均値 10 8 時間平均値 20

(2) 勝山市における大気環境の傾向について

ア. 二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄は、大野局、福井局と同程度でした。

(大野局 0.000ppm、福井局 0.000ppm)

日内変動では、昼から夕方頃にかけてわずかに高くなる傾向を示しました。

イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

勝山局の平均濃度は、大野局、福井局よりも低めでした。

(大野局 0.014mg/m3、福井局 0.016mg/m3)

日内変動では夕方頃やや高くなる傾向を示しました。

ウ. 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

勝山局の平均濃度は、大野局、福井局よりも低めでした。

(大野局 7.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、福井局 9.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

日内変動では、一日を通して大きな変化はありませんでした。

エ. 一酸化窒素 (NO)

勝山局の平均濃度は、大野局、福井局と同程度でした。

(大野局 0.002ppm、福井局 0.000ppm)

日内変動では、1日を通して大きな変化はありませんでした。

オ. 二酸化窒素 (NO₂)

勝山局の平均濃度は、大野局、福井局よりもわずかに低い値でした。

(大野局 0.002ppm、福井局 0.002ppm)

日内変動では、夕方から夜中にかけて高くなる傾向を示しました。

カ. オキシダント (OX)

勝山局の平均濃度は大野局、福井局よりも低く、日最大値は大野局、福井局よりも高い値でした。

(大野局 平均 0.023ppm・最大 0.049ppm、福井局 平均 0.026ppm・最大 0.051ppm)

日内変動では、日中に高くなる傾向を示しました。

キ. 非メタン炭化水素 (NMHC)、メタン (CH₄)、全炭化水素 (THC)

勝山局の平均濃度は、NMHCは大野局よりわずかに高く、福井局と同程度であり、CH₄、THCは大野局、福井局よりわずかに低い値でした。

日内変動では、NMHC、CH₄、THCともに、1日を通して大きな変化はありませんでした。

ク. 一酸化炭素 (CO)

勝山局の平均濃度は、自排福井局と同程度でした。

(自排福井局 0.4ppm)

日内変動では、1日を通して変化はありませんでした。

(3) まとめ

調査期間中、全ての測定項目は環境基準を下回っており、良好な大気環境が維持されています。

第 2. 水 質 環 境

2－1 水質汚濁・水質汚染とは

(1) 水質汚濁とは

水質汚濁とは、人の活動によって排出される生活排水や工場排水が十分に処理されずに、河川や湖沼、海などに流れ込むことによって、水の状態が損なわれることを言います。

自然の浄化作用による分解能力を超えた場合、分解しきれなかった有機物が原因で、悪臭や汚濁が発生します。

また、水中の酸素が減少することで、生物が棲みにくくなり、魚類をはじめ生物が減少することとなり、その結果、食物連鎖が乱れ生態系が崩れていきます。

さらに、自然界で分解されなかった有害物質が、魚介類等の体内に蓄積し、それを食べる人間にも影響を与えるといたことが考えられます。

(2) 環境基準など

環境基準として

- ・ 人の健康の保護に関する項目（以下、健康項目と略す）として、カドミウム等の有害物質 27 項目
- ・ 生活環境の保全に関する項目（以下、生活項目と略す）として、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）等 9 項目

が定められています。

生活項目は、利用形態や目的などに応じて定められており、各公共用水域の類型ごとに基準値が異なります。

河川については、利用目的等に応じて AA、A、B、C、D、E の 6 類型に分けられ、九頭竜川水系の河川は、勝山市内において A 類型に分類されています。

水の汚れを判断する代表的な指標として、河川については BOD（生物化学的酸素要求量）、湖沼と海域については COD（化学的酸素要求量）があります。

BOD や COD は、水中の有機物が微生物の働きや酸化剤によって分解される時に消費、必要とされる酸素量のことです。

BOD 等の値が小さいほど「きれいな水」、大きいほど汚濁が進んでいる（有機物が多いので分解で消費される酸素量が多い等ということです）ということになります。

2-2 市内河川の状況

勝山市では、九頭竜川等の河川水を取水し、健康項目や生活項目について検査しています。

健康項目等について年1回1箇所、生活項目のうち4項目については年に4回、8箇所で検査しています。

(1) 健康項目【表2-1】

令和5年度は、12月11日に九頭竜川河川水（下荒井用水取入口）にて採水し検査を実施しました。

健康項目27項目について、全て基準値以下でした。

(2) 生活項目【表2-2】

生活項目の検査のための採水場所は、九頭竜川上流から順に、

- ・ 赤根橋（赤根川）
- ・ 土布子橋（赤根川と真名川の合流地点）
- ・ 下荒井用水取入口（真名川と九頭竜川の合流地点。左岸。大野市との境界付近）
- ・ 大渡用水取入口（真名川と九頭竜川の合流地点。九頭竜川右岸。大野市との境界付近）
- ・ 勝山橋（勝山市内の中間地点）
- ・ 浄化センター裏（浄土寺川と九頭竜川との合流点付近）
- ・ 新保橋（滝波川、九頭竜川との合流点付近）
- ・ 市荒川大橋（永平寺町との境界付近）

の8箇所になります。

全ての測定箇所において、ph（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質質量）について調査したところ、令和6年3月18日採水で滝波川のSS（浮遊物質質量）が基準値を超過しました。

これは、採水時、豪雨災害復旧工事の影響による川の濁りが影響した可能性があります。

また、令和5年9月5日の採水で浄土寺川の大腸菌数が環境基準値を超過しました。

(3) 大腸菌数について

大腸菌は、人や動物の腸管に生息しており、排泄物中に存在しますが、河川には元々生息していません。

全ての大腸菌が病原性を持つ危険な菌ではなく、殆どが無害の菌と言えます。

但し、河川が糞便で汚染されると河川から大腸菌が検出されます。浄土寺川では、9月の検査で大腸菌数が環境基準を超過しました。

その要因としては、夏の猛暑による渇水の影響から一時的に数値が上がった可能性が考えられます。

その後の検査では、環境基準値以下に戻っています。

ただし、引き続き注意深く検査結果を監視していきます。

2-3 地下水の状況

(1) 水道水質検査【表2-3】

遅羽町下荒井地区2ヶ所（1ヶ所は定点、1ヶ所は地区内の別の井戸水）、他の地区1ヶ所の3ヶ所において井戸水を採取し水質検査をしています。

飲料水としても使われていることから、水道水質基準51項目のうち、40項目について検査しています。

ただ、下荒井地区の定点観測場所においては、マンガン及びその化合物が基準値を超える年があることから、飲料水としては使用しないよう指導しています。

令和5年度は、下荒井地区2ヶ所、薬師神谷地区1ヶ所において採水検査しました。

検査結果は、下荒井地区の定点観測場所において、マンガン及びその化合物が基準値を僅かに超えていました。これについては、健康上の問題はなく、飲み物に色がついたり、味が悪くなるといった理由があるため、念のため飲料水としての使用は控えて頂いています。その他の項目については水道水質基準値以下でした。

他の2ヶ所は、全ての項目において水道水質基準値以下でした。

（大腸菌は陰性。環境基準項目でもあるカドミウム、水銀、鉛、ヒ素、六価クロム等も基準値以下です。）

測定地点	採水日	結果
遅羽町下荒井地区（2ヶ所）	R5. 9. 13	下荒井地区の定点観測所においてマンガン及びその化合物が基準値を僅かに超過 他は全て環境基準値以下（水道水質検査） * 検査結果の詳細は【表2-3】参照
野向町薬師神谷地区		

(2) 大腸菌検査

毎年、下荒井地区の5地点において、年4回井戸水の大腸菌検査を実施しています。

令和5年度は（6/6、9/5、11/8、R6/3/18）に採水し、検査結果はいずれも陰性でした。

(3) 県における地下水質調査【表2-4】

勝山市内の地下水は、県による調査も行われています。

令和5年度は、旭町区1か所で井戸水を採取し水質検査をしています。

いずれの項目も基準値以下でした。

測定地点	採水日	結果
旭町	R5. 5. 30	全て環境基準値以下 * 検査結果は【表2-4】参照

第3. ダイオキシン類調査

3-1 ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、主に物が燃焼することによって発生し、大気中に放出されます。

ダイオキシン類は分解されにくいので、大気中に放出されたダイオキシンは、土壌や湖沼や海の底泥に蓄積し、長期間残留します。

この蓄積されたダイオキシン類が、魚介類や農作物を通して、人間の口に入ってしまう（今のところ、人にとって十分に安全と考えられる程度と考えられています）。

環境中に存在しているダイオキシン類は微量なのですが、急性毒性と催奇形性などの遺伝毒性が大変強い物質です。

通常の生活の中で摂取する量では、急性毒性が生じたという報告は今のところありませんが、長期間にわたって微量な汚染を受け続けた場合の影響（次世代への影響）が懸念されています。

動物実験では、長期ばくろにより、強い催奇形性、胎児毒性、免疫機能異常、ホルモン異常および発ガン性などの多様な毒性が報告されています。

ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで発生するので、安易に家庭でゴミを燃やす（野焼き）ことを止めることが、ダイオキシン類の発生量を抑制する上で効果的です。

このため、私たち一人ひとりが、ダイオキシン問題に関心を持って、ものを大切に長く使ったり、使い捨て製品を使わないよう心がけ、再利用やごみの分別・リサイクルに協力することがとても重要です。

3-2 ダイオキシン類調査結果

北谷町谷地籍にある産業廃棄物安定型最終処分場からの放流水についてダイオキシン類の測定を実施しています。結果は下記のとおり、基準値以下でした。

種別	採水日	場所	結果	参考
浸出水	R5. 8. 28	北谷町谷区 産業廃棄物最終処分場	0.12pg-TEQ/ℓ	環境基準 1pg-TEQ/ℓ 最終処分場の維持管理基準 10pg-TEQ/ℓ

第4．産業廃棄物処理施設監視

市内にある産業廃棄物処理施設については、市の職員が月に1回程度巡回したり、県や市、業者による水質検査によって、環境へ影響が出ないように確認しています。

施設でも、法律や協定に基づいて水質検査（浸透水、地下水（2ヶ所））をしています。

令和5年度の県、市及び事業者による検査では、全て基準値以内であり、問題は認められませんでした。

第5．自動車交通騒音調査

地域住民の生活環境の保全を図ることを目的として、騒音防止法に基づき、勝山市内の幹線道路（一般国道157号）に面する地域の自動車交通騒音を調査しています。

調査箇所は3ヶ所ありますが、調査箇所1ヶ所について5年に1回の測定となっています。

調査は24時間連続で行われ、令和5年度の測定は、10月に国道157号（猪野から平泉寺町大渡間）2.3kmで実施し、全時間帯において環境基準以下となっています。

第6．環境保全対策

6－1 生ごみ処理機等の購入補助事業

勝山市では、生ごみ処理機及び生ごみ処理堆肥化容器の購入時、購入費の一部を助成する事業を行っています。

6－2 ごみの減量・リサイクルの推進へ向けた取組み

（1）古紙回収

- ・ 大野市と連携して、事業所から排出される「シュレッター紙くず」のリサイクル化を図るため、事業所に対し可燃ごみでなく資源ごみとして排出するよう協力依頼を行いシュレッター紙くずのリサイクルに取り組んでいます。
- ・ 「燃やせるごみ」の約5割は紙類であることから、資源ごみとして分別して排出するよう「ごみの減量・資源化」をチラシ配布や広報に掲載して啓発しています。
- ・ 各地区・団体（学校、子供会）での古紙（新聞紙、雑誌等）類の集団回収に対して補助金を交付しています。

（2）携帯電話機、小型充電式電池などの回収

デジタルカメラや携帯電話、スマートフォン等の小型家電には希少金属が利用されており、家庭に眠っている使用不可となった小型家電は都市鉱山と呼ばれています。

また、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池といった小型充電式電池（小型バッテリー）もリサイクル可能です。

勝山市では、リサイクルを推進するため、市民課窓口にこれらの専用回収ボックスを設置しています。

6-3 勝山市のごみ排出量等

（１）ごみ排出量の推移

区 分	可燃ごみ（t）		不燃ごみ（t）		資源ごみ（t）			計 （t）
		1人1日当(g)		1人1日当(g)		集団 回収分(t)	1人1日当(g)	
R1 年度	6,729	793	312	37	360	948	154	8,349
R2 年度	6,766	814	320	39	383	868	150	8,337
R3 年度	6,463	790	328	40	376	607	120	7,774
R4 年度	6,338	789	312	39	320	955	159	7,925
R5 年度	5,882	743	289	36	317	767	137	7,255

（２）ごみのリサイクル率

区 分	ごみ総量（t）	リサイクル量（t）			資源化率 （％）
		資源化量	集団回収分	計	
R1 年度	8,349	999	948	1,947	23.3
R2 年度	8,337	929	868	1,797	21.5
R3 年度	7,774	1,135	607	1,742	22.4
R4 年度	7,925	916	955	1,871	23.6
R5 年度	7,255	807	767	1,574	21.7

（３）資源化物内訳

単位：t

	アルミ缶	スチール 缶	ビン類	金属類	古紙類	発泡スチロ ール	ペットボトル	廃プラ類	その他	計
R1 年度	28	22	80	561	263	—	31	—	14	999
R2 年度	32	24	74	467	298	—	22	—	12	929
R3 年度	32	22	62	694	298	—	18	—	9	1,135
R4 年度	28	19	54	529	260	—	15	—	11	916
R5 年度	27	18	44	452	233	—	23	—	10	807

第7. 関係機関等との連携状況

～令和5年度実績～

7-1 福井県奥越ブロック廃棄物不法処理防止連絡協議会（勝山市・大野市）

会員機関	奥越健康福祉センター（事務局）、勝山市、大野市、奥越土木事務所、奥越農林総合事務所、勝山警察署、大野警察署、九頭竜森林組合、（一社）福井県産業資源循環協会、勝山市消防署、大野市消防署、勝山市漁業協同組合、大野市漁業協同組合、奥越漁業協同組合
パトロール活動	・各会員の通常業務を通して不法投棄重点監視箇所等を巡回 ・令和5年9月12日（火）、12月4日（月）合同パトロールを実施
啓発活動	・不法投棄防止や河川美化等を広報誌やホームページに掲載

7-2 奥越健康福祉センター

パトロール活動	月1回実施（産業廃棄物処理施設立入および不法投棄防止合同パトロール。重点箇所を中心に巡回）
公害苦情処理活動	不法投棄、水質事故、野焼き等に対する苦情対応
啓発活動	不法投棄防止、河川美化等の啓発広報チラシを配布

7-3 福井県、石川県、白山市との合同越境監視パトロール

関係機関	福井県循環社会推進課・奥越健康福祉センター、勝山市 石川県資源循環推進課・石川中央保健福祉センター、白山市
合同越境パトロール	令和5年7月20日（木）、10月17日（火）に実施 国道157号県境周辺重点監視ポイントの不法投棄状況の確認と撤去

7-4 勝山警察署

取締・指導・警告	廃棄物不法投棄事案や野焼き事案等に対して、連携した対応を実施している。令和5年度は、指導等の他、2件の検挙。
----------	--

7-5 各種団体

奥越土木事務所	各種団体が実施する地域清掃奉仕美化活動等への参加や、その後収集された廃棄物に対する清掃支援を共同実施
---------	--

第8. 環 境 美 化 推 進 事 業

～令和5年度中の主な活動～

8－1 環境月間・不法投棄防止月間

環境月間（6月）	・市内一斉清掃(6/4) ・クリーンアップ九頭竜川2023の開催（5/21）
不法投棄防止月間 （12月）	・広報かつやま、ホームページにおいて不法投棄防止の啓発

8－2 環境美化啓発活動

・広報かつやま ・ホームページ	・ごみカレンダー ・クリーンアップふくい関係情報 ・不法投棄防止、屋外焼却防止 ・清掃奉仕活動（一斉清掃、河川清掃） ・ごみ減量化運動の紹介 ・クリーンアップ九頭竜川2023の開催
--	---

8－3 環境美化活動

学校・地区・市民団体等 主体	・北部中学校～畝見川、温川及び地域清掃美化活動 ・中部中学校～浄土寺川及び地域清掃美化活動 ・南部中学校～地域清掃美化活動 ・市内各地区～清掃美化活動 ・北郷町区長会～小舟渡橋リバーサイドクリーンアップ大作戦
市主体	・清掃支援活動（年間約50団体への清掃支援） ・自治会等が実施した地域の清掃美化活動における撤去したごみの回収支援

第 9. 公害苦情処理状況

～令和 5 年度中～

令和 5 年度中は、不法な野外焼却、不法投棄事案について苦情が寄せられています。

不法投棄や不法な野外焼却は、廃棄物の処分代金の他、5 年以下の懲役、もしくは 1 千万円以下の罰金、又はその両方が課せられ、未遂も罰せられます。

法人の場合は 3 億円以下の罰金が科せられます。

- ・ 農作業で出た稲わらやもみ殻の野外焼却や焼き畑などは、農業における例外として認められていますが、その場合であっても、廃棄物（いわゆるゴミ）と一緒に焼却処分したり、大量の煙や悪臭の発生により苦情がある場合は、行政指導の対象となります。
- ・ ドラム缶やブロック積み等のいわゆる簡易焼却炉（構造基準に適合しない焼却炉）での焼却は違反です。
- ・ 家庭から出たゴミや庭木の伐採枝や枯草等は自分で焼却せずに、ゴミ収集へ出すか、ビュークリーンおくえつに持ち込んでください。
- ・ 家庭生活で出た廃棄物は、分別し、収集日に収集場所に出してください。

きちんと分別していない場合や収集できない廃棄物がゴミステーションに出されていた場合、回収しないことがあります。

お互いが気持ちよく暮らし、また豊かな環境を子供達に残すため、ご協力をお願いします。

9－1. 公害苦情集計結果

期 間		令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで				
申立総件数		25 件		措置件数		すべて終結
内 訳	種 別	件数	内 容	種 別	件数	内 容
	大気汚染	5 件	野外焼却等 4 件 脱穀機の籾殻飛散 1 件	土壌汚染	0 件	
	水質汚濁	0 件		悪臭	0 件	
	振動	0 件		騒音	0 件	
	不法投棄	5 件	一般廃棄物等	その他	15 件	雑草繁茂による火災発生 の危険等
※ 例外規定に該当もしくは抵触する野焼きや、軽微な事案を除く						

9－2. 公害苦情の件数とその内訳

(1) 公害苦情件数

受理件数 25 件

(2) 内訳

ア. 大気汚染 5 件

- ・ 農家が田園で籾殻を焼却。(消防、警察と現場確認)
- ・ 行為者が田んぼで家庭ゴミを焼却。(警察、消防から嚴重注意)
- ・ 行為者不明が道路脇で木材や枯れ草等を焼却。(消防が消火)
- ・ 事業者が簡易焼却炉でゴミを焼却。(警察から嚴重注意)
- ・ 脱穀機から籾殻が広範囲に飛散。(行為者へ予防措置を助言)

イ. 不法投棄 5 件

- ・ 県道沿いにタイヤチューブやゴミ袋 5 個が不法投棄。(廃棄物を回収)
- ・ パトロールにより県道沿いで不法投棄されたバケツや段ボール等を発見。
(廃棄物を回収)
- ・ 林道脇に冷蔵庫が不法投棄。(廃棄物を回収)
- ・ 休耕田に一升瓶 40 本以上が不法投棄。(廃棄物を回収)
- ・ 市道沿いに家庭ゴミが不法投棄。(廃棄物を回収、処分)

ウ. その他 15 件

- ・ 空き地の雑草繁茂による火災発生の危険等 (地権者に通知、指導)

【表 2 - 1】

令和5年12月11日採取

下荒井用水取入口（九頭竜川） 健康項目

	項 目	基 準 値	計量結果
1	カドミウム (mg/L)	0.003以下	0.0003 未満
2	全シアン (mg/L)	検出されないこと	検出されず
3	鉛 (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
4	六価クロム (mg/L)	0.02以下	0.005 未満
5	砒素 (mg/L)	0.01以下	0.005 未満
6	総水銀 (mg/L)	0.0005以下	0.0005 未満
7	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	検出されず
8	PCB (mg/L)	検出されないこと	検出されず
9	ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下	0.002 未満
10	四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下	0.0002 未満
11	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004以下	0.0004 未満
12	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.002 未満
13	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下	0.004 未満
14	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1以下	0.1 未満
15	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下	0.0006 未満
16	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
17	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
18	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002以下	0.0002 未満
19	チウラム (mg/L)	0.006以下	0.0006 未満
20	シマジン (mg/L)	0.003以下	0.0003 未満
21	チオベンカルブ (mg/L)	0.02以下	0.002 未満
22	ベンゼン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
23	セレン (mg/L)	0.01以下	0.005 未満
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10以下	0.5
25	ふっ素 (mg/L)	0.8以下	0.08 未満
26	ほう素 (mg/L)	1以下	0.1 未満
27	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下	0.005 未満

【表2-2】

市内河川の水質検査 生活項目

	赤根橋				土布子橋				九頭竜川(下荒井用水取入口)			
	6月6日	9月5日	11月8日	3月18日	6月6日	9月5日	11月8日	3月18日	6月6日	9月5日	11月8日	3月18日
水素イオン濃度 pH	7	6.9	6.9	6.6	7.0	7	7.2	6.9	6.9	7	7	6.7
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5
浮遊物質 量 SS (mg/L)	3	2	2	1	2	2	1	1	11	2	1	3
大腸菌数 (CFU/100mL)	160	260	220	98	38	83	57	31	18	77	86	42

	九頭竜川(大渡用水取入口)				九頭竜川(勝山橋)				九頭竜川(市荒川大橋)			
	6月6日	9月5日	11月8日	3月18日	6月6日	9月5日	11月8日	3月18日	6月6日	9月5日	11月8日	3月18日
水素イオン濃度 pH	7.2	7.1	7.2	7	7.2	7.2	7.4	7.2	7.3	7.9	7.2	7.2
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
浮遊物質 量 SS (mg/L)	1	5	1	10	1	3	1	1	4	1	2	2
大腸菌数 (CFU/100mL)	56	92	82	14	16	60	96	9	18	51	92	6

	滝波川(新保橋)				浄土寺川(浄化センター裏)				基準値(A類型)
	6月6日	9月5日	11月8日	3月18日	6月6日	9月5日	11月8日	3月18日	
水素イオン濃度 pH	7.1	8.2	7.3	7.2	7.3	7.5	7.3	7	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	2以下
浮遊物質 量 SS (mg/L)	4	1	1	92	7	5	1	1	25以下
大腸菌数 (CFU/100mL)	130	38	70	2	24	870	150	220	300以下

【表2－3】

令和5年9月13日採取（井戸水）

水道水質検査

			下荒井 定点	下荒井 定点近辺	薬師神谷 定点
項 目		基 準 値	検査結果	検査結果	検査結果
1	一般細菌	(個/㎖)	0	0	0
2	大腸菌	未検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	(mg/ℓ)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	(mg/ℓ)	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	(mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	(mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	(mg/ℓ)	0.001 未満	0.003	0.007
8	六価クロム化合物	(mg/ℓ)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	(mg/ℓ)	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	(mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/ℓ)	0.11	0.54	0.34
12	フッ素及びその化合物	(mg/ℓ)	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	(mg/ℓ)	0.12	0.1	0.02 未満
14	四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	シス1,2-ジクロロエチレン及び トランス1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
19	トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	(mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	(mg/ℓ)	—	—	—
22	クロロ酢酸	(mg/ℓ)	—	—	—
23	クロロホルム	(mg/ℓ)	—	—	—
24	ジクロロ酢酸	(mg/ℓ)	—	—	—
25	ジブromクロロメタン	(mg/ℓ)	—	—	—
26	臭素酸	(mg/ℓ)	—	—	—
27	総トリハロメタン	(mg/ℓ)	—	—	—
28	トリクロロ酢酸	(mg/ℓ)	—	—	—
29	ブromジクロロメタン	(mg/ℓ)	—	—	—
30	ブromホルム	(mg/ℓ)	—	—	—
31	ホルムアルデヒド	(mg/ℓ)	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物	(mg/ℓ)	0.01 未満	0.01 未満	0.01
33	アルミニウム及びその化合物	(mg/ℓ)	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
34	鉄及びその化合物	(mg/ℓ)	0.03 未満	0.06	0.03 未満
35	銅及びその化合物	(mg/ℓ)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
36	ナトリウム及びその化合物	(mg/ℓ)	6	7	6
37	マンガン及びその化合物	(mg/ℓ)	0.06	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	(mg/ℓ)	5.2	5	4.2
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	(mg/ℓ)	49	47	30
40	蒸発残留物	(mg/ℓ)	89	96	89
41	陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	(mg/ℓ)	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	(mg/ℓ)	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	(mg/ℓ)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	(mg/ℓ)	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値		7.1	6.9	6.6
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	(度)	0.5度 未満	0.5度	0.5度 未満
51	濁度	(度)	0.2度	0.2度	0.1度 未満

【表 2 - 4】

令和 5 年 5 月 3 0 日採取
旭町（井戸水）水質調査

項 目		基 準 値	計量結果
1	カドミウム (mg/ℓ)	0.003以下	0.001 未満
2	全シアン (mg/ℓ)	検出されないこと	0.1 未満
3	鉛 (mg/ℓ)	0.01以下	0.005 未満
4	六価クロム (mg/ℓ)	0.02以下	0.01 未満
5	砒素 (mg/ℓ)	0.01以下	0.008
6	総水銀 (mg/ℓ)	0.0005以下	0.0005 未満
7	アルキル水銀 (mg/ℓ)	検出されないこと	不検出
8	PCB (mg/ℓ)	検出されないこと	0.0005 未満
9	ジクロロメタン (mg/ℓ)	0.02以下	0.002 未満
10	四塩化炭素 (mg/ℓ)	0.002以下	0.0002 未満
11	クロロエチレン (mg/ℓ)	0.002以下	0.0002 未満
12	1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	0.004以下	0.0004 未満
13	1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.1以下	0.002 未満
14	1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.04以下	0.004 未満
15	1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	1以下	0.0005 未満
16	1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	0.006以下	0.0006 未満
17	トリクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.0005 未満
19	1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	0.002以下	0.0002 未満
20	チウラム (mg/ℓ)	0.006以下	0.0006 未満
21	シマジン (mg/ℓ)	0.003以下	0.0003 未満
22	チオベンカルブ (mg/ℓ)	0.02以下	0.002 未満
23	ベンゼン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満
24	セレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.002 未満
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	10以下	不検出
26	ふっ素 (mg/ℓ)	0.8以下	0.1
27	ほう素 (mg/ℓ)	1以下	0.02 未満
28	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	0.05以下	0.005 未満